

## 中津川市公民館運営委員会設置要綱

平成 25 年 5 月 13 日決裁

文化スポーツ部生涯学習スポーツ課

### (設置)

第1条 中津川市公民館の設置等に関する条例（昭和 39 年中津川市条例第 9 号）第 1 条第 2 項に規定する各公民館（以下「各公民館」という）の各地域ごとの特色を生かした活動の活性化及び地域住民の意見を大切にした運営を進めるため、各公民館に運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について必要な調査及び研究を行い、並びに各公民館長に意見を述べるものとする。

- (1) 各公民館の運営及び活動
- (2) 各公民館活動による人づくり
- (3) その他各公民館活動の活性化に資する事項

### (委員)

第3条 一の公民館の運営委員会の委員は、概ね 16 名以内で組織し、次に掲げる者の中から各公民館長が委嘱する。

- (1) 公民館活動及び運営について見識のある者
- (2) 地域の学習、文化、芸術、スポーツ、各種サークル活動等の実績のある者
- (3) 各種地域活動等の実績のある者

### (任期)

第4条 運営委員会の委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長等)

第5条 運営委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、運営委員会の委員のうちから互選するものとし、副会長は、会長が指名する者とする。
- 3 会長は、運営委員会を総括し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議の招集)

第6条 運営委員会の会議は、会長が招集する。

### (関係者の出席等)

第7条 会長は、必要に応じてアドバイザー等関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (専門部会)

第8条 会長は、必要に応じて運営委員会に専門部会を設けることができる。

(公開)

第9条 運営員会は、原則として公開する。ただし、運営委員会の決議により非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、各公民館担当職員がこれを処理する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 13 日から施行する。